

江別市障がい福祉計画等策定業務公募実施要項

1 趣旨

江別市では、第5期障がい者福祉計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画が令和8年度で計画期間が終了となることから、次期計画を策定する。

計画の策定に当たり、策定に係る諸業務は委託することとし、受託業者はプロポーザルにより選定する。なお、当市では、三計画を一体的なものとして策定する。

2 業務の概要

受託者は、現行計画の現状・課題の分析、国の指針や施策の動向に基づく次期計画の企画立案、事業の方向性の検討、地域ニーズの分析、事業量の推計及び目標量の設定等を行い、市に対して計画策定における必要な助言及び支援等を実施するとともに、意向調査（アンケート調査）を実施し、収集及び分析を行った上で計画の基礎資料となるデータの整備を行う。また、分析結果等の資料等を調製するとともに、計画書（冊子、データ）等を作成する。

- (1)業務名 江別市障がい福祉計画等策定業務
- (2)業務内容 別紙「江別市障がい福祉計画等策定業務委託仕様書」のとおり
- (3)選定方式 公募型プロポーザルを実施し、提案内容、プレゼンテーション及び提案見積額等の評価基準をもとに総合的に評価・審査の上、選定する。
- (4)委託予定価格 金7,810千円以内（税込）
- (5)業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (6)日程

項目	日程
① 市HPへの掲載により募集開始	令和8年4月1日（水）
② 質問受付期間	令和8年4月1日（水） ～ 4月7日（火）
③ 応募書類受付期間	令和8年4月15日（水） ～ 4月28日（火）
④ 1次審査	令和8年5月13日（水）（予定）
⑤ 2次審査	令和8年5月22日（金）（予定）

※ 1次審査は、応募が5社を超えた場合に行い、5社以下の場合、1次審査を行わず2次審査のみ行う。

3 応募の要領

(1)応募資格

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②代表者、役員及び従業員が、暴力団員（江別市暴力団排除条例（平成25年12月19日条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）ではないこととともに、暴力団員の支配を受け、暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ③江別市の指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- ④江別市の指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤市税（江別市が賦課徴収するものに限る。）、消費税及び地方消費税、所得税又は法人税のすべてにおいて未納がないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること及び当市の指示に柔軟に対応できること。

(2) 提出書類

① 提出書類

- ア 応募申込書兼誓約書（様式第1号）
- イ 会社概要（任意様式）
- ウ 過去の業務実績（様式第2号）
- エ 本業務の推進体制（様式第3号）
- オ 企画提案書（任意様式）
- カ 業務工程表（任意様式）
- キ 見積書（任意様式）※算出根拠等を詳細に記載すること。

② 提出部数

正本1部、副本6部の計7部

③ その他

用紙の大きさはA4版又はA3版とし、左端をホッチキス綴じ（A3版は折りとする。）とする。支障がない範囲で、両面印刷も可能とする。

(3) 企画提案書の作成要領

別紙仕様書に記載されている全ての業務の進め方、手法等の技術的な提案内容を記載し、下記①～⑥については、よりわかりやすく具体的に記載すること。また、本業務の推進体制及び業務工程等を記載し、本計画策定が確実に遂行できる支援体制であることが分かるよう、支援内容等を含めて記載すること。

なお、委託予定価格の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

- ①本計画策定に当たり、国が示す指針や基準に基づく考え方を記載するとともに、法令等を踏まえ提案するポイント及び分析方法等を記載・提案すること。
- ②意向調査についての考え方を記載するとともに、計画策定の際に活用する当市独自の意向調査項目案を提案し、その意図及びメリット等を含め記載すること。
- ③意向調査は計画策定のための基礎資料となることから、計画への調査結果活用方法についての考え方を記載すること。
- ④人口の現状分析、障がい児・者人口等及び障害福祉サービス等（障害児通所支援等を含む）の利用状況等を踏まえ、今後の見込量の分析方法等を記載・提案すること。
- ⑤策定委員会及び関係団体ヒアリングに係る市への支援策等を記載・提案すること。
- ⑥第5期障がい者福祉計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画につい

ての現状分析を行い、第6期障がい者福祉計画、第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画へ反映させるために必要となる課題整理及び提案を行うこと。

⑦前各号を踏まえ、計画骨子案及び計画素案の作成手法等を記載・提案すること。

⑧独自の提案事項について記載すること。

(4) 応募方法

① 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時15分まで

上記提出書類一式を持参すること。

※ 応募開始日は、令和8年4月15日（水）とし、土曜日、日曜日、祝日及び下記受付時間外並びに提出期限を過ぎたものは受け付けない。

② 提出先及び問合せ先

ア 提出先

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

江別市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係（市役所西棟1階15番窓口）

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで

イ 問合せ先

(ア) 障がい者福祉計画及び障がい福祉計画に関すること

江別市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係（担当：佐藤）

電話：011-381-1031（課直通）ファックス：011-381-1073

E-mail：fukushi@city.ebetsu.lg.jp

(イ) 障がい児福祉計画に関すること

江別市子ども家庭部子育て支援課子育て支援係（担当：吉田）

電話：011-381-1408（課直通）ファックス：011-381-1070

E-mail：kosodate@city.ebetsu.lg.jp

(5) 質問等の受付

実施要項の内容について質問がある場合は、期限までに質問書を提出すること。

① 質問書 様式第4号

② 提出期限 令和8年4月7日（火）午後5時15分まで

③ 提出方法 質問書を電子メールにて問合せ先へ提出する。

④ 回答方法 質問に対する回答は、応募開始日までに市ホームページに公開する。

(6) 注意事項

① 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

② 提出された応募申込書類等は返却しないものとする。

③ 提案は一応募者につき一提案とする。

4 審査及び選定

(1) 審査及び選定の方法

① 1次審査：応募数が5社を超えた場合は、選定委員会において下記（2）の評価基準の各項目について、提出書類に基づく1次審査を行い、上位5社を2次審査対象者として選定する。

ア 日時（予定） 令和8年5月13日（水）

②2次審査：2次審査対象者によるプレゼンテーションを実施する。

ア 日時（予定） 令和8年5月22日（金）

イ 説明時間 20分以内

ウ 質疑応答時間 10分（予定）

エ 出席者について 担当者及び責任者の2名が出席すること。

※日時及び場所等は、2次審査対象者に対し別途通知する。

(2) 評価基準

項 目		配 点
1	提案内容の的確性について	15点
2	適正な情報収集力とデータ分析力について	20点
3	本市の課題の分析について	15点
4	本業務の実施体制について	10点
5	業務工程（スケジュール）について	10点
6	同種又は類似の業務実績について	10点
7	見積額の妥当性について	10点
8	提案内容全体の総合的な評価について	10点
合 計		100点

(3) 審査方法

①見積額が委託予定価格を越えている場合は審査から除外する。

②審査方法は、選定委員会による選定評価基準に基づく評価点により行うこととし、選定委員は市職員（5名程度）で構成する。

③評価点は各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。

④選考する基準は、選定委員が企画提案書を審査し、委員会の採点結果が60点以上の者とする。

(4) 委託契約予定者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した企画提案書を作成した応募者を委託契約予定者として選定する。ただし、最高得点の応募者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

(5) 選定結果の通知

委託契約予定者を選定後、2次審査対象者に文書で通知する。選考の理由、選考結果に対する問い合わせ及び異議等には一切応じないものとする。

(6) 失効及び無効

①提出期限、提出先及び提出方法に適合していない場合。

②提出書類に虚偽の記載があった場合。

③審査の公平性を害する行為又は信義に反する行為があった場合。

(7) その他

①委託契約予定者の選定後、本業務に係る協議をし、随意契約の手続きを行う。

②企画提案書等の提出書類について、本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、応募者からの許可を得ずに、企画提案書等の使用、複製及び公開を無償で行えるものとする。